

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年8月11日
【四半期会計期間】	第150期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	阪神内燃機工業株式会社
【英訳名】	The Hanshin Diesel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 和彦
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078 - 332 - 2081（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門管掌 山本 幸二
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078 - 332 - 2081（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門管掌 山本 幸二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 阪神内燃機工業株式会社 東京支店 （東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル23階）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第149期 第1四半期累計期間	第150期 第1四半期累計期間	第149期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	2,712	2,389	10,628
経常利益 (百万円)	214	200	566
四半期(当期)純利益 (百万円)	127	121	321
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	800	800	800
発行済株式総数 (千株)	16,009	16,009	16,009
純資産額 (百万円)	9,816	10,130	10,075
総資産額 (百万円)	17,663	17,671	17,495
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	7.97	7.58	20.13
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	7.93	7.54	20.02
1株当たり配当額 (円)	-	-	4.00
自己資本比率 (%)	55.5	57.3	57.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は持分法の対象となる関連会社がないので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。
3. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、消費税増税の反動や輸出回復の遅れにより一時的な低迷が見られましたが、公共投資や税制措置が企業の設備投資や個人消費などの落ち込みを補っております。

世界経済においては、欧米では回復傾向と見られるものの牽引力は弱く、中東や東南アジアでの政情不安、中国経済の構造調整等の影響を受け、新興国では景気が減速しております。

当社の関わる海運・造船業界におきましては、大手造船所では受注回復が報じられる一方、本格的な回復の兆しが見えにくい内航船建造造船所でも、船台が徐々に埋まってきております。当社が主力とする内航船分野につきましては、震災復興需要や石炭火力発電に係る資材輸送の活況により、セメント運搬船や貨物船、砂利運搬船の引き合いが続いております。さらに東京五輪に向けたインフラ整備や産業競争力強化法に基づく石油業界の再編の影響が注視されるところであります。海外案件では韓国・中国・台湾の商船や漁船などに引き合いが継続しておりますが、価格面では依然として厳しい状況が続いております。

このような企業環境のもと、当第1四半期累計期間の業績につきましては、受注高は、主機関が増加し前年同期比33.0%増の3,206百万円となりました。売上高は、同11.9%減の2,389百万円となりました。受注残高は、主機関の受注が増加したことにより同47.5%増の4,984百万円となりました。

損益面につきましては、内外の新規調達先の開拓や競争購買による仕入コストの削減および経費削減を進めましたが、主機関価格の下落により、営業利益は200百万円（前年同期比7.2%減）、経常利益は200百万円（同6.7%減）、四半期純利益は121百万円（同4.8%減）となりました。

事業区分別では、主機関の売上高は、国内売上が減少し1,330百万円（前年同期比16.6%減）となりました。部品・修理工事も国内売上が減少し、1,058百万円（同5.2%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、14,278千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,009,000	16,009,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数1,000株
計	16,009,000	16,009,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成26年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	16,009,000	-	800,598	-	42,424

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 40,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,881,000	15,881	-
単元未満株式	普通株式 88,000	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	16,009,000	-	-
総株主の議決権	-	15,881	-

(注) 「単元未満株式」の株式数欄には当社所有の自己株式791株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 阪神内燃機工業株式会社	神戸市中央区海岸通8	40,000	-	40,000	0.25
計	-	40,000	-	40,000	0.25

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,905,143	2,502,442
受取手形及び売掛金	3,226,495	3,554,331
製品	315,729	344,012
仕掛品	986,385	1,230,106
原材料及び貯蔵品	892,965	889,527
その他	316,857	305,485
貸倒引当金	151,300	109,800
流動資産合計	8,492,275	8,716,106
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,207,739	1,198,971
構築物(純額)	196,029	190,917
機械及び装置(純額)	635,796	595,887
車両運搬具(純額)	2,563	1,989
工具、器具及び備品(純額)	117,179	125,474
土地	5,817,871	5,817,871
建設仮勘定	3,309	5,588
有形固定資産合計	7,980,489	7,936,702
無形固定資産	27,796	26,247
投資その他の資産		
投資有価証券	756,241	753,527
その他	294,784	295,340
貸倒引当金	56,400	56,400
投資その他の資産合計	994,626	992,467
固定資産合計	9,002,911	8,955,416
資産合計	17,495,187	17,671,523
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,246,644	2,253,818
1年内償還予定の社債	140,000	140,000
1年内返済予定の長期借入金	293,428	218,428
未払法人税等	172,987	77,559
前受金	506,302	784,634
賞与引当金	137,000	77,400
製品保証引当金	14,600	20,500
受注損失引当金	103,400	103,100
その他	658,859	747,690
流動負債合計	4,273,221	4,423,131

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成26年6月30日)
固定負債		
社債	160,000	160,000
長期借入金	139,432	103,575
再評価に係る繰延税金負債	1,714,667	1,714,667
退職給付引当金	883,358	891,757
その他	249,008	247,710
固定負債合計	3,146,466	3,117,710
負債合計	7,419,688	7,540,842
純資産の部		
株主資本		
資本金	800,598	800,598
資本剰余金	42,424	42,424
利益剰余金	5,865,959	5,923,225
自己株式	10,642	10,642
株主資本合計	6,698,340	6,755,606
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	260,970	258,886
土地再評価差額金	3,103,168	3,103,168
評価・換算差額等合計	3,364,138	3,362,054
新株予約権	13,020	13,020
純資産合計	10,075,499	10,130,681
負債純資産合計	17,495,187	17,671,523

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	2,712,807	2,389,196
売上原価	2,068,654	1,758,023
売上総利益	644,153	631,172
販売費及び一般管理費	428,357	430,814
営業利益	215,795	200,358
営業外収益		
受取利息	585	496
受取配当金	2,102	1,260
その他	3,159	3,525
営業外収益合計	5,847	5,282
営業外費用		
支払利息	4,439	2,409
租税公課	1,276	1,590
その他	1,408	1,443
営業外費用合計	7,124	5,443
経常利益	214,518	200,197
特別損失		
固定資産処分損	284	3,082
特別損失合計	284	3,082
税引前四半期純利益	214,233	197,114
法人税等	87,000	76,000
四半期純利益	127,233	121,114

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げた定めについて当第1四半期会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しました。また、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

これによる当第1四半期累計期間の財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	98,710千円	104,855千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月13日 取締役会	普通株式	47,910	3.0	平成25年3月31日	平成25年6月10日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月12日 取締役会	普通株式	63,872	4.0	平成26年3月31日	平成26年6月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は船用機関関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	7円97銭	7円58銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	127,233	121,114
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	127,233	121,114
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,969	15,968
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	7円93銭	7円54銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	67	100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社取締役(業務執行取締役に限る)に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成26年8月4日開催の当社取締役会において下記のとおり決議いたしました。

(1) 新株予約権の総数 24個

(2) 新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

当社取締役6名 24個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

当社が株式分割、又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4) 新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり1円

(5) 新株予約権の行使期間 平成26年9月20日～平成56年9月19日

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

2【その他】

平成26年5月12日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....63,872千円

(ロ) 1株当たりの金額.....4円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成26年6月10日

(注) 平成26年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月 7日

阪神内燃機工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝池 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢倉 幸裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている阪神内燃機工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第150期事業年度の第1四半期会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、阪神内燃機工業株式会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。